

第3期「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」 の策定について

令和6年6月3日
子ども部 保育課

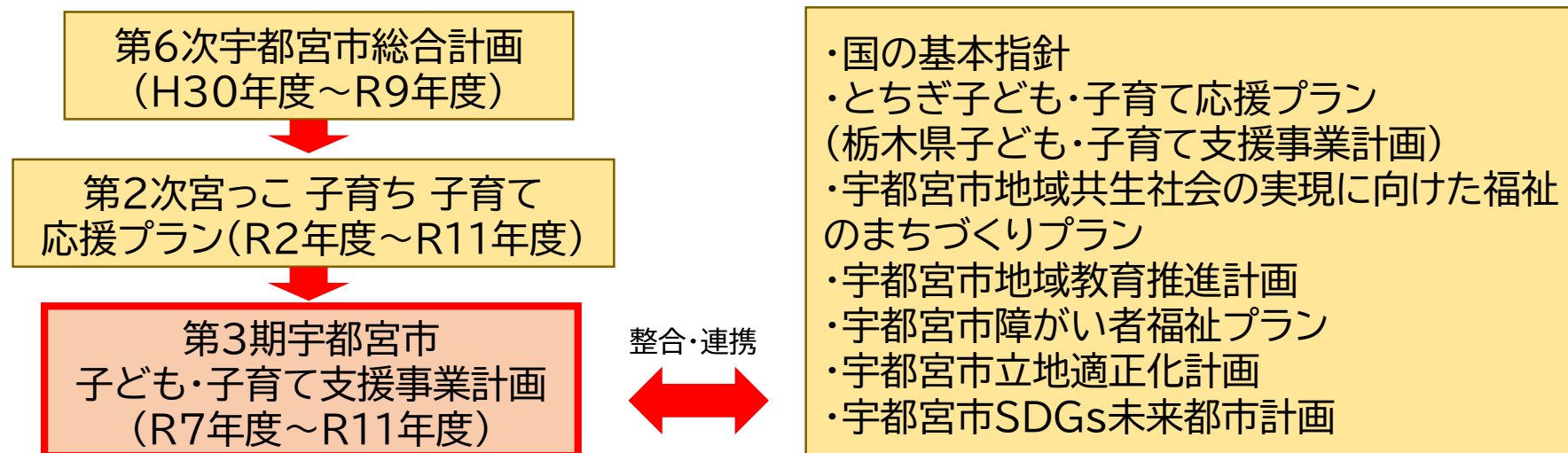
● 全体スケジュールについて

項 目	子・子会議 付議予定月	取 り 扱 う 主 な 内 容
計 画 概 要	6月	・子ども・子育てを取り巻く社会状況等について ・課題の総括と対応方針について
計 画 骨 子	8月	・教育・保育提供区域について ・各事業の量の見込みと確保方策について
計 画 素 案	11月	・計画の全体像について ・関連施策の展開, 計画の推進体制について
パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト の 実 施		
計 画 策 定	2月	・パブリックコメントの結果について ・計画の最終案について

1 計画に係る基本的事項について

(1) 計画の位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する，法定の需給計画
- ・ 全ての子育て家庭が利用したい時に利用したい子育てサービスを利用できる体制を確保していくため，教育・保育施設への入所と地域子ども・子育て支援事業の需給（量の見込みと確保方策）及び関連施策について位置づけるもの



(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度（5年間）

2 子ども・子育てを取り巻く社会状況等

(1) 国の動向

- ・ 全国における出生数は平成30年に100万人を割ったのを皮切りに、近年、急速に進行しており、令和4年においては出生数約77万人・合計特殊出生率1.26となり、統計開始以来、過去最低の水準になっている。
- ・ このような状況を受け、国においては令和12年（2030年）が少子化トレンド反転のラストチャンスとし、令和5年12月に「こども未来戦略」を取りまとめ、少子化対策・経済成長実現に向け、「若い世代の所得増大」「社会全体の構造・意識改革」「全てのこども・子育て世帯への切れ目ない支援」を理念とした、各種施策の体系が示された。
- ・ 未就学児支援に係る施策としては、児童手当の拡充など経済的支援の強化のほか、保育士配置基準の見直し（3歳児：20対1→15対1，4・5歳児：30対1→25対1。令和6年4月に法改正され、現在は経過措置期間中。）や「こども誰でも通園制度」※（令和8年度から本格実施予定）などの内容が盛り込まれた。

※ 0歳6か月～満3歳まで未就園児（保育所等を利用していない児童）を養育する世帯が、就労状況に関わらず、月一定時間まで保育所等を利用できる新たな通園給付で、子育て世帯の負担軽減・不安解消等を目的として実施されるもの

point

➡ 本市においても、「こども未来戦略」を踏まえた施策の実施体制の確保を行っていくことが必要な状況となっている。

2 子ども・子育てを取り巻く社会状況等

(2) 本市の現状

① 出生数や保育ニーズの概況

- ・ 出生数については、少子化対策に係る各種取組の実施により、令和4年度→令和5年度の数値は昨年と比較すると減少幅が緩やかになったものの、依然として減少しており、未就学児童数（0歳～5歳までの児童数）についても年々、**減少傾向**にある。
（出生数：H30年 4,357人→R5年3,263人，未就学児童数：H30年26,939人→R5年21,594人）
- ・ 一方、**女性就業率の高まり**や**子育て家庭の核家族化の進展**などから、保育所等を利用する児童の数は**令和4年まで増加傾向にあり，令和5年以降も横ばい（約12,000人）**で推移した。

② 人口数・児童数等の地域別の状況

- ・ 未就学児童数は直近5か年で**約20%**減少した中、比較的減少率が緩やかであったのは、**中央部・北西部・南部**であった。
- ・ より細かい地区単位で見ると、宅地造成が行われた**ゆいの杜**や、**JR宇都宮駅周辺（特に駅東）**においては人口が大きく増加しており、令和5年8月に開業したライトラインや、その沿線におけるマンションの建築が背景にあると考えられる。

2 子ども・子育てを取り巻く社会状況等

③ 発達に支援を要する児童(発達支援児)の入所状況

- 発達支援児の入所数は年々、**増加傾向（H30年142人→R5年292人）**にあり、子どもの発達に係る相談件数は**年間1,300件前後**で推移している。

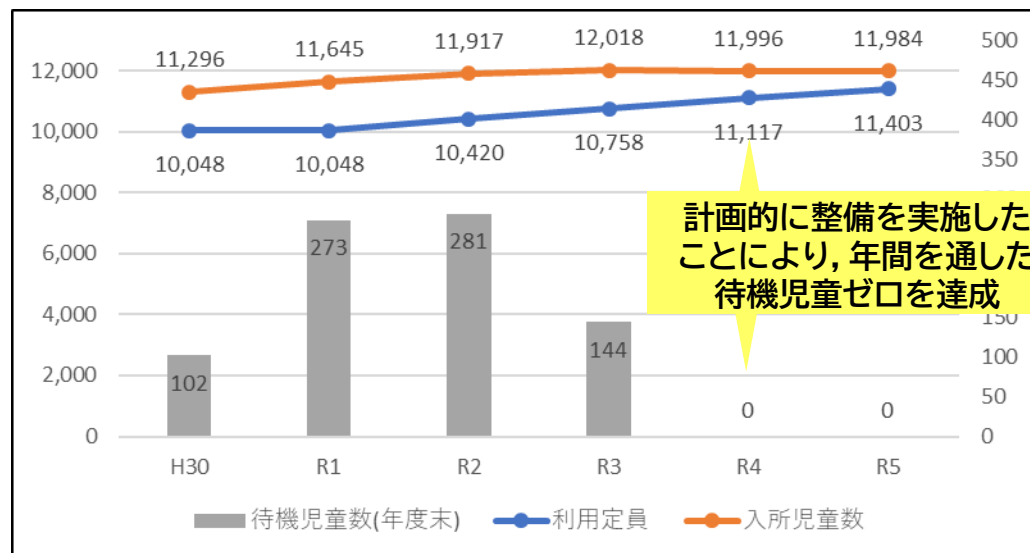
point

- ➡ 児童人口数が減少している中、保育利用意向率は上昇していることから、様々な要因を捉えながら、**計画期間中の児童人口数や保育ニーズを見込んでいく**必要がある。
- ➡ 児童人口については地区ごとのばらつきがあるため、**地域差を考慮**していく必要がある。
- ➡ 発達支援児の入所数は増加傾向にあるため、適切に**受け皿を確保**していく必要がある。

2 子ども・子育てを取り巻く社会状況等

④ 現行計画(第2期計画)における各事業の取組状況について

- 本市の支援事業計画に位置付けられた施策は、「幼児期の学校教育・保育」や「妊婦に対する健康診査」などの **18施策** で構成されている。
- 直近の実績（令和4年度）において、**全ての計上事業で計画値以上の確保方策または利用実績を満たす確保方策が備えられており、適切に事業を実施することができている。**
- 保育については、年度当初の待機児童ゼロについては平成29年度以降、連続して達成してきた中、年度途中、特に年度後半においては待機児童が発生する状況にあったが、計画に基づき供給体制の確保を図ったことにより、**令和4年度以降は、年間を通した待機児童ゼロを達成している。**



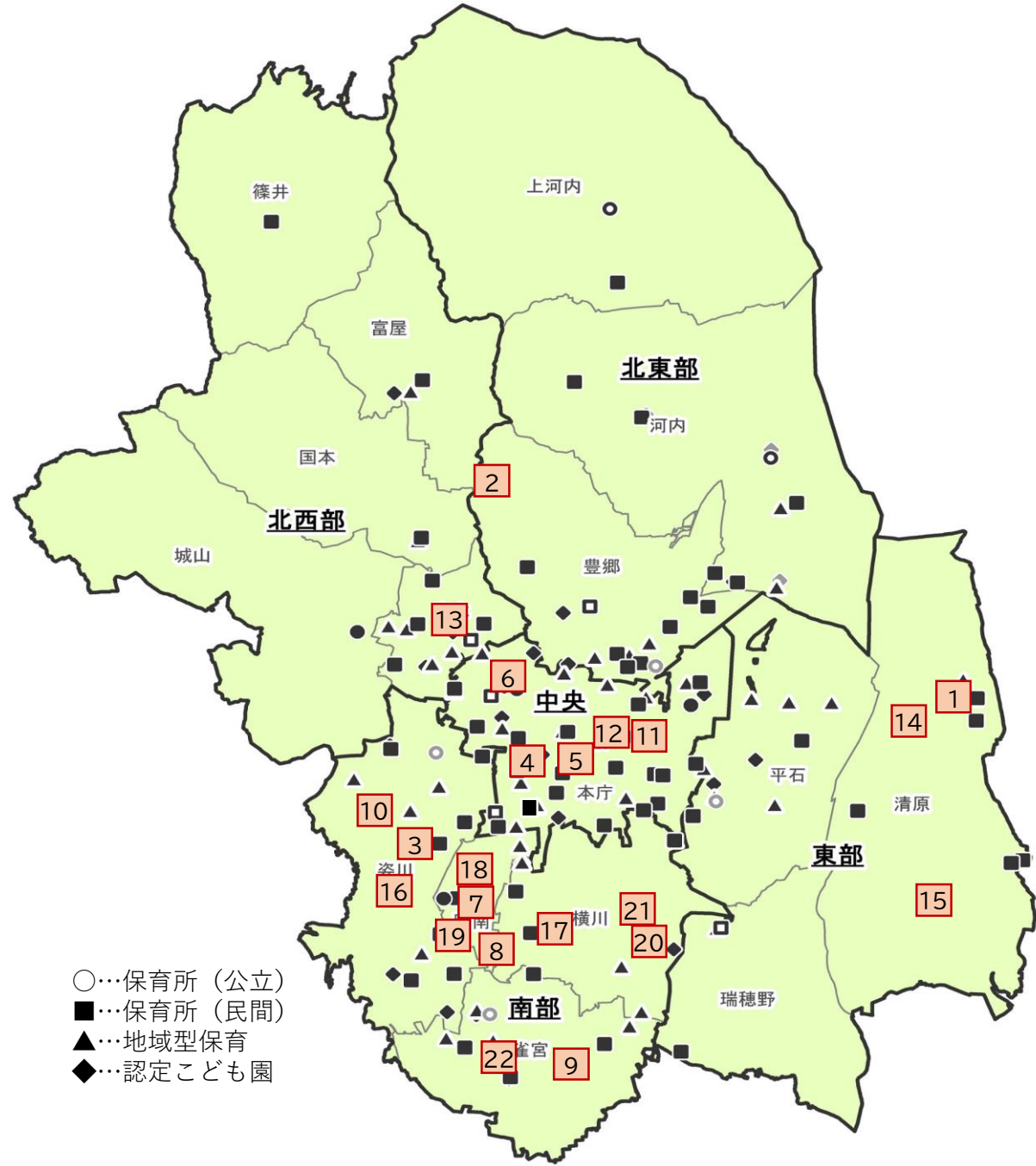
point

➡ 現状、各事業について利用ニーズに対応できる供給体制が確保されており、引き続き、「**利用したい時に利用したい子育てサービスを利用できる体制**」を確保していく必要がある。

各年度の保育利用定員数・入所児童数と年度末における待機児童数の推移(保育課)

【参考】第2期計画期間中における施設整備の実施状況

開所 年度	No	施設名	施設類型	立地 区域	整備区分	増加した定員		
						3号	2号	合計
R2	1	ゆいの杜保育園分園	保育所分園	東部	新築整備	25	0	25
	2	希望保育園分園	保育所分園	北東部	新設整備	15	15	30
	3	認定こども園 伊東文化幼稚園	幼保連携型 認定こども園	南部	新築整備 (幼稚園からの移行)	33	69	102
R3	4	認定みどり こども園	幼保連携型 認定こども園	中央部	改築整備	8	12	20
	5	松ヶ峰幼稚園 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	中央部	改築整備 (幼稚園からの移行)	0	30	30
	6	認定こども園 愛隣幼稚園	幼稚園型 認定こども園	中央部	改修整備 (幼稚園からの移行)	0	10	10
	7	認定こども園 陽南幼稚園	幼保連携型 認定こども園	南部	改修整備 (幼稚園からの移行)	35	60	95
	8	認定こども園 陽南第二幼稚園	幼稚園型 認定こども園	南部	改修整備 (幼稚園からの移行)	0	45	45
	9	認定こども園 聖幼稚園	幼保連携型 認定こども園	南部	新築整備 (幼稚園からの移行)	30	60	90
	10	しらゆり幼児園	保育所	南部	改築整備	10	20	30
R4	11	認定こども園 静和幼稚園	幼保連携型 認定こども園	中央部	改築整備 (幼稚園からの移行)	30	41	71
	12	駅ひがし保育園	小規模保育	中央部	改修整備	19	0	19
	13	ほうとく 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	北西部	新築整備 (幼稚園からの移行)	36	68	104
	14	あいせんの森保育園	保育所	東部	新築整備	66	74	140
	15	東部ひよこ保育園	保育所	東部	新築整備	54	66	120
	16	ハートフルナーサリー分園	保育所分園	南部	新築整備	9	0	9
	17	上横田つば保育園第二分園	保育所分園	南部	新築整備	20	30	50
	18	となりのみなみ保育園	保育所分園	南部	新築整備	20	30	50
	19	サンライズキッズ保育園宇都宮園	小規模保育	南部	新築整備	19	0	19
	20	そらまめ保育園	小規模保育	南部	新築整備	19	0	19
	21	しもぐり保育園	小規模保育	南部	新築整備	19	0	19
	22	ココカラ雀宮	小規模保育	南部	改修整備	19	0	19



令和5年度における各事業の進捗状況について ※ 別紙2参照

進 捗 状 況	施 策 名 称 【主な実施施設】
確保方策の実施状況が 「計画値以上」かつ 「利用実績を満たしている」事業／14事業 【評価：◎】	No.3 幼児期の学校教育・保育（3号認定0歳） 【保育所，認定こども園】 No.5 妊婦に対する健康診査 【医療機関】 No.6 乳児家庭全戸訪問事業 No.7 養育支援訪問事業 No.8 地域子育て支援拠点事業 【子育てサロン，子どもの家（午前中）】 No.9 利用者支援事業 【子育てサロン】 No.10 一時預かり事業（幼稚園型） 【幼稚園，認定こども園】 No.11 一時預かり事業（一般型） 【保育所，認定こども園】 No.12 子育て援助活動支援事業 No.13 子育て短期入所支援事業 【乳児院，児童養護施設】 No.14 延長保育事業 【保育所，認定こども園】 No.15 病児保育事業 【病児保育施設】 No.17 実費徴収に係る補足給付を行う事業 No.18 休日保育 【保育所】
確保方策の実施状況が「計画値未滿」だが「利用実績を満たしている」事業／4事業 【評価：○】	No.1 幼児期の学校教育・保育（1号認定） 【幼稚園，認定こども園】 No.2 幼児期の学校教育・保育（2号認定） 【保育所，認定こども園】 No.4 幼児期の学校教育・保育（3号認定1,2歳） 【保育所，認定こども園】 No.16 放課後児童健全育成事業 【子どもの家】
確保方策が「計画値以下」かつ「利用実績以下」の事業 【評価：△】	<該当事業なし>

2 子ども・子育てを取り巻く社会状況等

⑤ ニーズ調査結果について

● 調査の目的

子ども・子育て支援新制度における「第3期宇都宮市子ども・子育て支援計画」の策定にあたっての基礎資料とすることを目的とするもの

● 調査対象者

就学前児童の子どもがいる保護者 5,000人（無作為抽出）

● 実施概要

調査地域：宇都宮市全域

調査形式：アンケート調査

調査方法：調査票返送による回答またはWEBフォームへの入力による回答

調査期間：令和5年10月26日～12月8日 ※前回調査：令和4年1月11日～2月14日

● 回収結果

調査対象者	配布数	回収数			回収率
		書面	WEB	合計	
就学前児童の子どもがいる保護者	5,000件	1,075件	1,384件	2,459件	49.20%

● 調査結果の精度

標本誤差率：約1.87% ※国の調査における標準的な精度（標本誤差率5%）を超える精度

2 子ども・子育てを取り巻く社会状況等



項 目	主 な 調 査 結 果
保護者(母親)の 就労状況について	● 就労状況や就労意向に係る数値が軒並み上昇 ・ フルタイムで就労している人の割合(39.1%→43.9%) ・ パート・アルバイト等を含めた就労割合(66.4%→71.0%) ・ パート・アルバイト等からフルタイムへの転換意向(40.7%→42.7%) ・ 未就労の人の就労意向割合(76.5%→78.3%) ➡ 女性就業率やフルタイムで就労する女性の割合は上昇傾向にあり、今後もこの傾向が続くと思われる。
教育・保育施設の 利用意向について	● 教育・保育施設の利用意向は、「家庭的保育事業」を除き上昇 ・ 認定こども園(43.2%→50.2%) ・ 認可保育所(44.2%→48.2%) ● 施設立地地区については、「駅西」「駅東」「宝木」「雀宮」「陽南」等の、市内中心部や利便性の高い地区の施設が選択されている傾向 ● 通園手段は前回調査同様「自動車」が大半(87.0%) ● 許容できる通園時間は「20分以内」が9割超(90.5%) ● 利用意向時間はほぼ横ばい(5.0日/週, 9.1時間/日) ● 土曜・休日の保育の利用意向は微減(土曜:-1.9%, 休日:-1.1%)

2 子ども・子育てを取り巻く社会状況等

項 目	主 な 調 査 結 果
地域子ども・ 子育て支援事業や 送迎保育事業の 利用意向について	【子育てサロン】 ・ 利用している人の割合はほぼ横ばい(22.8%→22.4%) ・ 利用している日数は増加(3.1日/週→4.0日/週) ・ 今後新たに利用したい人の割合は減少(29.1%→24.3%) 【病児保育】 ・ 保育中の子どもの体調不良の際、保護者が休んだ割合や日数は増加 (父親:34.2%, 3.9日/年→46.1%, 5.1日/年) (母親:75.4%, 7.8日/年→80.8%, 11.2日/年) ・ 保護者が休んだ場合で「できれば病児保育を利用したかった」割合は増加 (25.8%→30.8%) 【一時預かり保育(一般型)】 ・ 利用している割合は増加(4.3%→6.9%) ・ 年間の利用希望日数については減少(20.4日/年→17.1日/年) 【送迎保育】 ・ 利用を希望する割合はほぼ横ばい(31.7%→32.3%) ・ 利用意向が高い地区は「駅東」「清原」

項 目	主 な 調 査 結 果
その他の事項	・ 育児休暇の取得率(宛名の児童の出生時)は男性・女性ともに大きく上昇(男性:8.1%→16.3%, 女性:48.0%→53.8%)した。 ・ 本市の子育て情報の発信に効果的と考えられる手法については, デジタル・SNS等を活用した情報発信が効果的と捉えている割合が高い傾向(ウェブサイト掲載:70.6%, Instagram:44.2%, Youtube:31.4%) ・ 子育て支援に関し本市に期待することについては, 「子どもと遊んだり, 一緒に過ごせる場所を充実させてほしい」が最多(57.5%) ・ 本市の子育て環境や支援について, 満足(やや満足)と答えた割合は減少(77.0%→67.2%) ➡ 高校卒業までの医療費助成や他都市と比較した場合の支援の充実度を評価する意見があった一方, 経済的支援や情報発信, 保育所・保育士への支援の更なる充実を求める意見が見られた。

point

- ➡ 保護者の就労状況や各事業の利用意向割合・日数等を踏まえ, ニーズ量を見込んでいく必要がある。
- ➡ 施設利用意向地区や通園手段などを踏まえ, 教育・保育提供区域を検証していく必要がある。
- ➡ その他の事項(要望事項等)については, 現在の取組の効果性などについて検証し, 必要に応じて, 新たな施策を検討していく必要がある。

3 課題の総括と対応方針について

課題の内容

対応方針

国の動向から
得られる課題

【保育士配置基準の見直しへの対応】

→ 令和6年4月付で保育士の配置基準が3歳児は20:1→15:1, 4・5歳児は30:1→25:1に改正されている(現在は終了時期未定の経過措置期間中)ことから, 新基準に合った保育士数を継続的に確保していく必要がある。

計画期間中に必要となる保育士数を適切に把握し, 不足が懸念される場合は, 「保育士・保育所支援センター」の活用などのこれまでの取組に加え, **新たな保育士確保策**を検討していく。

【こども誰でも通園制度への対応】

→ 令和8年度から本格実施となり, 需給管理の対象となることから, 利用した人が利用したい時に利用できよう, 実施体制を確実に確保していく必要がある。

・ 国の「**試行的事業**」を実施するとともに, 意向調査を踏まえた実施促進策を講ずることにより, 民間施設における**実施機運の醸成**を図る。
・ 必要に応じ, **公立保育所による補完**についても検討し, 実施体制を確保する。

【利用意向の見極めと供給体制の確保】

→ 出生数, 児童人口数が減少する中, 女性就業率の高まりなどにより, 保育所の利用意向率は上昇傾向にあり, 「地域子ども・子育て支援事業」についても利用意向割合や意向日数が増加している事業があることから, 様々な要因を分析しながら, 適切に利用者の意向を捉え, 供給体制を確保していく必要がある。

女性就業率や保育所の利用意向率の推移, ニーズ調査の結果(就労やフルタイムへの転向に係る意向率, 各事業の利用意向・日数)等の**複数の要素を分析しながら**, 的確に利用ニーズのトレンドを捉えるとともに, 関係課と連携しながら, 引き続き, 利用したいサービスを利用したい時に利用できる供給体制を確保していく。

本市の現状やニーズ調査
結果から得られる課題

3 課題の総括と対応方針について

課題の内容

対応方針

本市の現状やニーズ調査
結果から得られる課題

【地域差や移動動態を考慮した需給管理】

→ 児童人口数については地域ごとのばらつきが大きいことや、保育施設の選択に際しては、中心部や利便性の高い地区の施設が選択されている傾向があることから、局所的な保育ニーズに適切に対応していくとともに、利用者の移動動態を考慮した需給管理を行っていく必要がある。

【多様なニーズへの対応】

→ 本市の発達支援児の保育所入所数は年々増加傾向にあり、適切に受け皿を確保していく必要がある。また、本市の子育て環境や支援に対する満足度は前回調査から低下しており、「安心して子どもを産み育てられるまち」として子育て世帯から選ばれるため、多様なニーズに応えていく必要がある。

人口数の推移や社会的要因を踏まえ、局所的なニーズの高まりが見込まれるエリアを的確に見極め、供給数の不足が見込まれる場合は、手法を比較検討しながら、効果的・効率的な対応方策を講じていくとともに、施設利用に際しての区域間移動の相関関係（居住地区と施設利用地区の関係）や、移動に要する時間等も分析しながら、教育・保育提供区域のあり方について検証する。

- ・ 発達支援児保育については、研修会や各種補助事業の実施により、民間園での受入の拡充を図るとともに、民間園での受入が困難な児童も想定されることから、民間との役割を整理しながら、公立園においても引き続き、受入していく。
- ・ ニーズ調査において要望のあった経済的支援や情報発信、保育所・保育士への支援の体制等については効果性などについて検証を行い、必要に応じて、新たな施策を検討していく。